○経済産業省告示第百七十六号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり指定完成検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十二年七月二十七日

経済産業大臣　直嶋　正行

名称	住所	完成検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
大陽日酸エンジニアリング株式会社	神奈川県川崎市幸区塚越四丁目三百二十番地一	本社 神奈川県川崎市幸区塚越四丁目三百二十番地一 東北支店 宮城県多賀城市栄三丁目一番二十五号	一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第三十二条第三項において準用する同令第三十一条に規定する製造施設又は第一種	全都道府県	平成二十二年四月二十八日

名称	住所	指定の区分	指定地域	廃止年月日
大陽日酸エンジニアリング株式会社	神奈川県川崎市幸区塚越四丁目三百二十番地一	液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	全都道府県	平成二十二年四月二十八日
		一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定		
		コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十号）第三十五条第四項において準用する同令第三十四条第二項から第四項まで規定する特定施設（液化石油ガス岩盤貯槽に係る特定施設を除く。）の保安検査を行う者としての指定	青森県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、岡山県、広島県、山口県、福岡県、大分県	

○経済産業省告示第百七十七号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十二年七月二十七日

経済産業大臣　直嶋　正行

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
株式会社九州ガス技研	佐賀県鳥栖市西新町千四百二十八番地の三百八十八	株式会社九州ガス技研 佐賀県鳥栖市西新町千四百二十八番地の三百八十八	液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成二十二年三月十一日

北関東支店 茨城県土浦市大字虫掛三千六百五十四番地		貯蔵所の完成検査を行う者としての指定			
関東支店 神奈川県川崎市幸区塚越四丁目三百二十番地一					
中部支店 愛知県名古屋市緑区大高町大根山二丁目百四番地					
関西支店 大阪府大阪市西区靱本町二丁目四番十一号					
中四国支店 広島県広島市中区江波南二丁目一番十号					
九州支店 福岡県北九州市小倉北区東港二丁目三番一号					